

第5回東久留米市事務事業に関する外部評価会議経過要録

室長	課長	主査	担当	担当			日時	令和 元年 11月 11日 (月) 午後 9時 30分～11時 40分		
/	/	/	/	/	/	/				
							場所	本庁舎 4階 庁議室		
	/	/	/	/	/	/				
議題	(1) 令和元年度外部評価対象項目（個別評価）に関する所管課への質疑及び応答について (2) その他									
出席者	委員									
	1 朝日 ちさと		2 平井 文三			3 笠井 繁美				
	4 富永 弥生		5 林 誠二							
	説明員									
	1 福祉総務課長（中谷）		2 福祉総務課福祉政策係長			3 福祉総務課高齢者福祉係長				
事務局										
	1 企画経営室長（土屋）		2 行政管理課長（久保田）							
<p>【企画経営室長】本日は、東久留米市事務事業に関する外部評価会議にご出席いただき感謝申し上げます。それでは、令和元年度第5回東久留米市事務事業に関する外部評価会議を開催させていただく。議題に入る前に、本日の出席者について行政管理課長から報告する。</p> <p>【行政管理課長】本日は、全員出席である。定足数に達しているため会議は成立する。次に配布資料の確認を行う。</p> <p>— 配付資料の確認 —</p> <p>(1) 令和元年度外部評価対象項目（個別評価）に関する所管課への質疑及び応答について < 基本事業番号 0801「地域福祉基盤の育成・強化」 ></p> <p>【企画経営室長】それでは議題に入らせていただく。まずは、(1) 令和元年度外部評価対象項目（個別評価）に関する所管課への質疑及び応答についてである。行政管理課長より説明させる。</p> <p>【行政管理課長】本日の議題に入る前に、第4回会議でご質問があった事務事業番号 070203「公園維持管理事業」の事業費の増加要因について環境政策課より回答を預かっているので、お伝えさせていただく。主な増加要因は3点ある。1点目は30年10月1日に関東地方に上陸した台風24号の被害によるものである。市内において倒木、枝折れ、道路標識損壊、電線断裂などに対応するため、予備費を充当し対応したため、これによって800万円増加した。2点目は公園灯のLED化に伴うものである。29年度に公園のLED化の工事を一括で実施し、その費用と維持管理に掛かる費用を30年度から令和8年度まで9年かけて按分して支払うという契約になっている。このため、約500万円の増加につながった。3点目は公園の維持管理に使用している軽トラックが老朽化したため、新調するために約133万円計上した。以上、3点が増加要因として環境政策課から回答があった。それでは、本日の議題である基本事業番号 0801「地域福祉基盤の育成・強化」に含まれる事業に関して所管課長と質疑応答を行いながら、外部評価会議としてのご意見等をいただきたいと思います。ご意見等をいただくにあたって、改めて評価の視点を確認させていただく。令和元年度外部評価シートの「3 評価の視点」をご覧ください。</p> <p>— 評価の視点について読み上げ —</p> <p>次に、委員より追加のご要望があった資料について、所管課長から説明を行う。</p> <p>【福祉総務課長】</p> <p>— 資料1について説明 —</p>										

【企画経営室長】収支差額が赤字になっているが、他の介護の保険事業等の収益があるため、その事業で赤字部門を補てんしているため、経営が成り立っているとの理解でよろしいか。

【福祉総務課長】そのとおりである。

【委員】交付額の査定方法について教えていただきたい。

【福祉総務課福祉政策係長】全体の交付額750万円を団体割分と収支差額分に375万円ずつに分ける。団体割分は375万円を各団体に配分する。その結果、既に赤字分を充足できた団体もあった。残りの375万円については収支差額の赤字の比率によって、各団体に配分している。また団体割分のうち、団体によっては、全額配分しなくても赤字を補うことができる団体もあるため、全額配分とはせずに、赤字補てん分のみ配分し、残りの補助金額については、収支差額の赤字の比率によって、改めて各団体に配分している。

【委員】375万円を団体数で割って、赤字を補てんし、余りを収支差額分にまわしているということか。

【福祉総務課福祉政策係長】そのとおりである。

【企画経営室長】中身については、改めてご意見をお願いします。類似した事業や、他の事業との関連性に鑑みながら評価した方が事業全体の効果を測りやすいものもあると思われることから、次の括りを目安に所管課との質疑応答を進めていくことを予定している。

①地域福祉活動の推進関連事業

- 080101 成年後見推進事業
- 080102 社会福祉委員活動支援事業
- 080104 地域福祉コーディネーター配置事業
- 080106 民生・児童委員支援事業
- 080113 福祉のまちづくり事業

②福祉団体への支援

- 080103 社会福祉法人指導検査等事業
- 080105 福祉有償運送協議会事業
- 080107 地域福祉推進事業
- 080108 福祉団体支援事業
- 080109 社会福祉協議会支援事業
- 080110 シルバー人材センター事業
- 080111 社会福祉事業資金貸付事業
- 080112 社会福祉法人認可等事業

この進め方についてご意見等はあるか。

—質疑等なし—

<①地域福祉活動の推進関連事業>

【企画経営室長】それでは、それぞれに関して質疑応答を行っていく。①地域福祉活動の推進関連事業について、委員から質疑、ご意見等をお願いします。

【委員】事務事業番号080113「福祉のまちづくり事業」は、事務事業評価表に東京都からの調査・報告が中心であると説明されているが、実際に事業を実施するのは、まちづくり関連部署で、そのためのニーズ調査等を行っているのか。

【福祉総務課高齢者福祉係長】先頃、だれでもトイレの設置状況調査等が東京都から福祉総務課のほうに照会があった。だれでもトイレは各施設所管部署が管理しているため、各施設所管課に照会し、福祉総務課がとりまとめて、東京都に回答した。このような業務が中心であって、ニーズ調査等の事業は実施していない。

【委員】調査結果についてはフィードバックされるのか。

【福祉総務課高齢者福祉係長】東京都の2020年オリンピック・パラリンピック関連事業として、だれでもトイレのマップの作成などでデータを利用しているようだ。

【委員】事務事業評価表にあるとおり、業務改善は難しそうだ。

【委員】国や都に補助金制度はないのか。

【福祉総務課長】31年度については、東京都において、ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業というものを実施しており、それについては補助金交付事業となる。例えば、地域センターや児童館、生涯学習センター、小中学校のトイレの洋式化は補助の対象となるということで、各部に照会し、改修工事を行った例がある。

【委員】事務事業番号 080102「社会福祉委員活動支援事業」と事務事業番号 080106「民生・児童委員支援事業」についてだが、社会福祉委員が民生・児童委員を兼ねているとのことだが、経費の按分についてはどうしているのか。

【福祉総務課福祉政策係長】民生・児童委員の方には自動的に社会福祉委員も委嘱させていただいている。活動内容を明確に分けているわけではないので、人件費については2分の1ずつ按分している。事業費については社会福祉委員の報酬を社会福祉委員活動支援事業の事業費としている。それ以外の費用については、民生・児童委員支援事業の事業費としている。

【委員】兼務しているのは人手不足が原因か。

【福祉総務課福祉政策係長】そういうわけではない。そもそも民生・児童委員は市民の方に担っていただいているが、東京都の地方公務員という位置づけになっている。そうした位置づけの人に市の個人情報を渡しづらいという議論が昔あったので、市の非常勤職員として社会福祉委員を委嘱している。他市も同様の手続きをしているところが多い。

【企画経営室長】東京都の事業を担っているのが民生・児童委員、市の事業を担っているのが社会福祉委員であるとのことだが、事業内容は同様であるとのことか。

【福祉総務課長】そのとおりである。

【委員】民生・児童委員は個人情報の取り扱いに制約があるのか。

【福祉総務課福祉政策係長】制約があるわけではない。民生・児童委員は個人情報も取り扱えるとはされてきたが、昨年度まで明文化されてこなかったため、民生・児童委員に市が持つ個人情報を渡すことに抵抗があった。

【委員】地方公務員法上の守秘義務はなかったのか。

【福祉総務課福祉政策係長】守秘義務はあった。

【委員】昨年度、個人情報の取り扱いについて明文化されたのであれば、個人情報の取り扱いを理由とした兼務の役割は終えたのではないか。例えば社会福祉委員として、市の非常勤職員だからこそ担える役割等はあるのか。

【福祉総務課福祉政策係長】社会福祉委員を理由として担っている事業は、敬老啓発事業だけである。兼務については他市動向等を調査しているところである。

【委員】事業内容が同じというよりも社会福祉委員としての仕事と民生・児童委員としての仕事をたまたま同じ人が担っているだけと考えるべきではないか。事業を分けているのだから、何かしら理由があるのではないか。

【企画経営室長】たしかに事業内容が同じなのであれば、事業を分ける必要はない。事業内容が分けられるのであれば、今の形で良いかと思う。もし事業内容が分けられないのであれば、事務事業名をどうするのかという課題はあるが、根拠法令を2つ並べて1つの事業とすることもできる。どういう形で整理するか検討の余地はある。無理やり事業費を折半すると事業の全体像が見えづらくなる。

【委員】見せ方の問題かと思う。

【企画経営室長】市の課題としては、民生・児童委員の担い手不足がある。元気な高齢者は民生・児童委員にならずに働いていたりする。

【委員】民生・児童委員は、完全にボランティアなのか。

【福祉総務課福祉政策係長】かなりボランティアに近い。実費弁償として、いくらか手当は支払っている。ただ、それだけではおそらく不足するだろうということから、社会福祉委員でも少額ではあるが報償を支払っている。

【企画経営室長】具体的な金額はいくらなのか。

【福祉総務課福祉政策係長】社会福祉委員は月額11,000円である。民生・児童委員は月額8,800円である。合計で19,800円である。それで、いつ呼び出されるか分からないことを考えると、ボランティアに近いと考えていただいたほうが良い。

【委員】事務事業評価表に31年度は民生・児童委員は一斉改選の年であるため、事務量の大幅な増加が見込まれるとの説明があるが、これは担い手不足による人探しに係る部分も含めてのことか。

【福祉総務課福祉政策係長】人探しや委嘱式の準備、民生・児童委員の継続の交渉、東京都への委員の選

出報告等の事務手続きなどを含めて、通常の1.5倍程度の事務量の増加を見込んでいる。

【委員】事業費として見込んでいるということか。

【福祉総務課福祉政策係長】事業費ではなく、人件費換算で見込んでいる。

【委員】福祉という視点から、民生・児童委員の継続を考えている人にとって、インセンティブとなるものは報酬等の金銭的なもの他に何かあるのか。ボランティアの場合、難しいのは単純に金銭的な報酬がないボランティアだから申し込んでいるという人もいる。金銭を支払うと趣旨が違うとのことからボランティアを辞めてしまう方もいる。民生・児童委員を継続していただくためには、事業費の有効活用を模索する必要があるかと思う。民生・児童委員のインセンティブについて、どう考えているのかお聞きしたい。

【福祉総務課福祉政策係長】インセンティブの把握については難しいところである。自ら志願して、やっていただける方は少数である。多くの方は他薦である。他薦していただく方で一番多いのは、民生・児童委員の方によるものである。民生・児童委員が活動の中で出会った民生・児童委員にふさわしい人を推薦いただくことが一番多い。推薦いただいて、福祉総務課の職員が推薦された人に民生・児童委員の説明をし、ご納得いただいた方に民生・児童委員を担っていただいている。推薦されて民生・児童委員になっていただいた方よりも、自ら志願して民生・児童委員を担っていただいたほうが、辞めてしまう方が多い。イメージと実際の仕事が違ったのだと思う。

【行政管理課長】定年はあるのか。

【福祉総務課福祉政策係長】これまでは73歳が定年であったが、今年度より75歳が定年となった。

【企画経営室長】人手不足の影響だろう。民生・児童委員は24時間呼び出しがあるので、負担は大きい。

【委員】任期も長い。

【委員】次の担い手が見つからないと辞められないのか。

【福祉総務課福祉政策係長】活動が難しくなってきたり辞めてしまう方もいる。欠員が発生する地域は、団地が多い。高齢者が多く、住民の入れ替わりが多いため欠員が発生しやすい。

【委員】守秘義務があるため、何をやっているのか分かりづらい。PTA等の地域活動の場にもいらっしゃるが、自ら情報発信するよりも地域の情報収集を行うことを目的としているのではないかと思う。だから、民生・児童委員の活動は分かりづらい構造になってしまっている。市として前向きな形での民生・児童委員の活動について啓発、広報活動を行っていく必要があるのではないか。

【福祉総務課福祉政策係長】毎年5月の2週目に民生委員週間というものを入れており、今年はわくわく健康プラザで民生委員のイベントを開催した。それ以外にも、昨年度は民生委員100周年にあたってため、駅前でも市長に1日民生委員になっていただいて、啓発活動を行った。

【委員】一般の人と推薦される人への周知が大切である。他薦される人が多い団体などはあるのか。

【福祉総務課福祉政策係長】特定の団体からの推薦が多いと偏りが出てしまう。広報活動については東京都からも慎重に行うように言われている。例えば、市の広報紙で募集するやり方もあるかと思うが、公募してしまうと自薦ばかりになってしまうので、そういったやり方は控えたい。民生・児童委員の募集方法については既にいろいろ検討はしている。例えば、社会福祉協議会でボランティアを行っている方を通じて民生・児童委員をお願いするなど社会福祉協議会と協力することを検討している。

【委員】児童委員としての仕事はどのような内容になるのか。

【福祉総務課福祉政策係長】民生委員は全員、児童委員としても活動していただくことになっている。もともと民生委員は生活困窮の問題に特化した形で活動しており、そこから高齢者や障害者の対応まで活動の幅を広げていった。昭和40年代に児童の問題も議論となり、児童委員が設置され、民生委員は児童委員を兼ねるという形になっている。それとは別に主任児童委員がいて、児童の問題に特化した委員も6名いる。この方々は学校に関わったり、子ども家庭支援センターや保健所と協力して、場合によっては登校支援等を行ったりしている。

【委員】児童の問題は難しい。専門家に委ねるといってもあるのか。

【福祉総務課福祉政策係長】基本は専門家に委ねている。ただし、専門家にもキャンパシティーがあり、場合によっては、民生・児童委員が担うこともある。

【委員】かなり苦勞されているかと思うが、事務事業評価表上では報酬等による機械的な評価しかされていない。民生・児童委員の担い手を探す事務や持続可能な形を検討する事務というのが、評価表上見える形で記載していただくと良い。

【委員】民生委員は福祉行政全般をつなぐ役割を担ってきたと思う。民生委員は設置されて以来、児童委員を設立したことを除くと、ほとんど関連する法律が改正されてこなかった。そのため、現在、民生委員を担当する所管課の負担が大きくなっているような印象を受けるが、所管課としてはどのように考えてい

るのか。

【福祉総務課福祉政策係長】担当の負担も民生委員の負担も大きくなっているのは事実である。ただし、地域によって相談件数等に違いがある。

【委員】それは案件が少ないのか、それとも暗数になってしまっているのか。

【福祉総務課福祉政策係長】なんとも言えない。全体の傾向として、高齢者が多い地域や都営住宅が多い地域は相談件数が多い。

【委員】相談件数が多い地域は、民生・児童委員を2人配置するなどの対応をとることはできないのか。

【福祉総務課福祉政策係長】そういった対応をとることはできないが、担当区域を狭めるなどの対応をとっている。

【企画経営室長】地域福祉コーディネーター配置事業について改めて説明をお願いします。

【福祉総務課長】地域福祉計画で、地域における「新たな支え合い」をつくりだすことを記載している。そのため、社会福祉協議会に委託をして、27年9月から地域福祉コーディネーターを配置し、地域のニーズ把握や地域の課題解決を住民自身が主体的に行えるよう取り組みを支援、育成をしている。更に地域が組織的な対応を行えるよう住民組織づくり、また既存の様々な地域組織との連携で近隣の自治会同士の連携など交流の機会を設けるなどの取り組みを行っている。また今年度は、モデル地区として、弥生地区で活動を行っている。地域福祉コーディネーターは、前期3年でモデル圏域等設定に基づく地域づくりを行った。中期の3か年は制度の谷間に入ってしまった方について、西部地域での個別支援を重点的に行っていく計画になっている。現在は、生活困窮者自立支援相談員との連携を密にして、お互いの課題や情報の共有を図っているところである。

【企画経営室長】地域福祉コーディネーター配置事業は国の補助金もいただきながら、地域福祉のコーディネーター役のような形で取り組んでいる事業になっている。実際には社会福祉協議会に委託して、1名で行っているのだから、活動は限定的になっている。モデル地区では効果があがっていると考えているが、市全域で、どういうふうにコーディネーターしていくかは今後の課題である。

【委員】これから地域福祉コーディネーターを増やすことを考えているのか。

【企画経営室長】地域福祉をどのように形成していくかは、高齢化社会のなかで、大きな課題であると捉えている。

【委員】地域福祉コーディネーターが主催するイベントには民生・児童委員など関係者が集えている状況にあるのか。

【福祉総務課福祉政策係長】弥生地区で行ったお祭りは、今まで各自治会が別々に行っていたお祭りを一緒になって実施できるように調整したようだ。お祭りを一緒にやることで、その地区を担当する民生・児童委員などが一堂に会する機会となり、それぞれの関係者が連携できる環境を構築できたかと思う。

【委員】自治会の連合会とは別に役員だけではなく、実務担当者間で顔合わせができてきているのか。

【福祉総務課福祉政策係長】実務担当者間で顔合わせをしているようだ。

【委員】弥生地区は自治会の活動が盛んな地域なのか。

【福祉総務課福祉政策係長】他の地域と状況は変わらない。

【行政管理課長】地域としては小平市に食い込む形で、狭い範囲になっている。

【福祉総務課福祉政策係長】お祭りについては、自治会に加入していない方や自治会がない地域にお住まいの方にも戸別にパンフレットを配付したようだ。

【委員】なぜ弥生地区がモデル地区として選定されたのか。

【福祉総務課福祉政策係長】狭い範囲なので、モデル地区として事業が実施しやすかったという事情があった。

【企画経営室長】市全域にどうやって広げていくのかということと、地域福祉の関係で事業化しているので、福祉に着目しているが、コミュニティの醸成を目的とした事業と事業内容が被る部分があり、どうやって事業を整理していくか、役割分担等に課題がある。

【委員】コミュニティと福祉は一体として考えることが求められるようになってきた。そのため、コミュニティの醸成事業との切り分けは難しいと思う。本当は地域単位で効果を測定できたら良いかと思う。

【企画経営室長】事業をどの課題に対するアプローチとして評価するのかという問題はある。自治会等の地域のコミュニティの醸成の課題や福祉の課題、避難所運営等などの防災における課題等があって、評価の視点を整理していく必要があるのかと思う。

【委員】国は地域福祉コーディネーター配置事業の前期3か年の取り組みについてレビューをしているのか。国からの補助金も入っているので、国の動向については注視していく必要がある。

【福祉総務課福祉政策係長】国の考えとしては、拡大していくことを考えているようだ。行政の公助だけでは、地域福祉は賄いきれないので、自助、共助の取り組みを発展させていきたいようである。そのため、この事業については国の予算は拡大傾向にある。当市も弥生地区だけではなく、西部地域に範囲を拡大した。今、一番話題となっている問題は8050問題である。80歳の高齢者と50歳の引きこもりの同居が課題として浮彫りになっている。そういったところで地域コーディネーターに、同じ課題を抱えた家族会を作るため動いてもらっている。もしかしたら、この取り組みが市内全域に広がっていくことも考えられる。ただし、地域福祉コーディネーターが担うべき課題の範囲が明確になっているわけではなく、今後どうなっていくかは国も検討段階にあり、不明である。

【委員】たしかに地域福祉コーディネーターは、福祉からの視点で見るとプラス評価になるかと思うが、地域単位で見たときに直面する課題としては担い手不足ではないかと思う。そのため、中長期的視点で見ると、地域で必要とされるものはマネジメントではないか。

【企画経営室長】そのとおりであるかと思う。①地域福祉活動の推進関連事業は以上とする。

<②福祉団体への支援>

【企画経営室長】②福祉団体への支援について、委員から質疑、ご意見等をお願いする。

【委員】事務事業番号080108「福祉団体支援事業」についてだが、戦没者慰霊碑を管理し、慰霊祭を行っているとの説明があるが、慰霊祭に対する補助は毎年一定なのか。

【福祉総務課福祉政策係長】過去に5万円を4万5千円に見直しを行ったが、補助は一定である。

【委員】NPO法人にはできなくて、社会福祉法人でなければできないことはあるのか。昔は、社会福祉法人でなければ保育所を開設できないなど一定の制約があったが、現在は、緩和され社会福祉法人でなくても開設できる。一方で、財政的な支援はNPO法人のほうが手厚い印象がある。どういう役割を期待してNPO法人を育成、支援しているのか。

【行政管理課長】昔は、社会福祉法人でなければ介入できない事業があった。また、社会福祉法人は国や都からお金を借りることができるというメリットがあった。

【福祉総務課福祉政策係長】現在でも社会福祉法人を専門として、お金を貸し出している機関がある。財政面では社会福祉法人となった方が有利な代わりに、地域により貢献することが課せられている。例えば、福祉避難所として社会福祉法人の事務所が指定されていたりする。また、社会福祉法人は地域のごみ拾い等の社会奉仕活動もしていただいている。

【行政管理課長】NPO法人は何年かおきに登録料を支払う必要があったかと思うが、社会福祉法人にはそのような義務はないのか。

【福祉総務課福祉政策係長】社会福祉法人にはそのような義務はない。その代わりに、社会福祉法人には会計の透明性が求められる。そのため財務資料は、すべて公表することが義務付けられている。また職員以外にも理事や監事、評議員を所定の人数選任し、所定の回数理事会を開いて報告することが求められる。事業についてもそこで賛同が得られなければ、進めることができない。東久留米市が所轄庁となる社会福祉法人は、東久留米市にしか事業所がない団体である。

【委員】1か所東京都に移管予定とのことだったが、それは東久留米市以外にも事業所を設置するからか。

【福祉総務課福祉政策係長】そのとおりである。市外に児童遊園を開設するため、東京都に所管を移す予定である。

【委員】活動範囲が市内に限定される社会福祉法人は認可も指導検査も市の仕事なので把握しやすいかと思うが、NPO法人はそういった意味で把握することが難しいのか。

【福祉総務課福祉政策係長】そのとおりである。

【委員】厚生労働省は社会福祉法人の認可権限を市区町村に委譲しているが、他の法人認可権限については市区町村に認めていない。これについて何か意図があるのか。

【行政管理課長】社会福祉法人の申請は、昔はすごく厳しかった。例えば財産を所有していなければ、社会福祉法人の申請は認められなかったため、社会福祉法人の申請は少なかった。ただし、現在は要件が緩和され、社会福祉法人の認可はとりやすくなったし、NPO法人という新しいカテゴリーも創設された。

【委員】現場に近いところで行政活動を行うという観点からすれば、市内の社会福祉法人の認可を市が担うというのは真っ当なことだと思う。

【委員】担い手が、社会福祉法人とNPO団体とその他の市民団体ということで議論してきたが、民間事業者についてはどういった位置づけにあるのか。市の行政の公益を担ってほしいというガバナンスがどれくらいとれるかという視点で見ると、社会福祉協議会が担っている役割は大きい。一方で民間の資源でや

らなければならない領域が増えてくると、そのガバナンスを保ちつつ資源を調達してもらうということが、問題になる。NPO団体は、ガバナンスがとれない部分もあるが、公益を担っていただける制度が整っていると考えられる。民間事業者についてはどのように考えているのか。

【福祉総務課福祉政策係長】ここで言う社会福祉法人の指導検査は運営等の検査である。例えば保育園は保育基準があるかと思うが、設置基準等を検査するのはまた別の部署である。民間事業者についても設置等の検査をするのは別部署である。

【委員】地域福祉の事業には直接的には係らないということか。

【福祉総務課福祉政策係長】そのとおりである。

【委員】社会福祉法人は、小規模でも公認会計士の検査は入るのか。それとも市が財務検査を担うのか。

【福祉総務課福祉政策係長】財務検査は市が担うが、事前に監査法人または公認会計士に該当法人の内部資料を委託して見てもらって、財務指標を評価していただいて、それを基に市の職員が検査を行っている。

【委員】事務事業番号 080111「社会福祉事業資金貸付事業」について、実績はないがセーフティネットとして機能していると説明があったが、西東京市以外の近隣市は同様の事業を実施していないのか。

【福祉総務課福祉政策係長】把握していない。

【委員】景気動向にも依るのだろうが、5年間実績が全くないということか。

【福祉総務課福祉政策係長】昨年度、相談があった団体があり、手続きを進めていたが、地域福祉推進事業の補助金が交付され、資金を借りる必要が無くなったため、貸付けには至らなかった。

【委員】必要がないわけではないような気がするが、事業として2重の保険のような形になってしまっているの、別の形で実施することはできないのか。例えば、補助金の交付事業と合わせて実施することなどは検討できないのか。

【企画経営室長】福祉サービスの需要は安定的で、徐々に需要は増えているかもしれないが、大きくぶれることはない。そういう意味で新規参入して事業を始める事業者は少ないのではないのか。

【行政管理課長】新規参入する事業者もいるかと思う。特にNPO法人は、参入障壁が低いので、NPO法人として設立することが多いと思う。

【福祉総務課福祉政策係長】災害や事故等の予測不能な事態が発生した場合に、この事業を利用する可能性はある。

【委員】3か月間の据え置き期間があることから、本当につなぎの資金として活用されることを意図している。

【委員】本来的には継続して事業を実施していくことが大切なので、こうしたセーフティネットがあってもおかしくはないが、近隣市で実施していなかったり、元々の事業の意図とずれてきていることから、見直しを図るべきだと思う。他の事業との役割分担を定義しなおすべきである。

【委員】社会福祉法人を設立するために一定の資本金が必要であったとの説明があったが、仮定の話にはなるが、小規模なNPO法人であれば基本的には、財産を持たなくても設立できるため、貸付資金の需要が減ったのかもしれない。

【委員】地域福祉を担っている社会福祉法人だけというよりも、担い手がNPO法人や民間事業者など多様化してきている。サービスが途切れないようなセーフティネットは必要だと思うが、社会福祉事業に限定してしまうと貸し付け用途が限定的になってしまうのではないのか。

【企画経営室長】団体への補助金として750万円を限度として運営補助をしているが、団体ごとに収支差額が異なっている。団体の運営は基本的に補助金で赤字を補っていることを前提に運営をしている場合もある。経営手法によっては補助金なしでも赤字を出さずに運営することも可能だと思う。そのため、補助のあり方については見直しの余地がある。一方で事務事業番号 080111「社会福祉事業資金貸付事業」のような貸付事業であれば、事業者に一定の経営努力を促すことができる。その意味でのセーフティネットとしての機能を残しておいた方が良くとも思える。事業者の運営に対して金銭補助をするだけというのは、市の方向性とは異なっているかと思う。事業者が地域福祉を支える活動を継続するためには、何が重要なのかという視点で検討する必要があるかと思う。

【委員】どちらの事業もなくなると困ってしまう団体はあるかと思う。事務事業番号 080111「社会福祉事業資金貸付事業」は、活動指標が「貸付決定件数」となっているために0件となっており、機能していないように見えるが、相談はあるとのことなので、指標として相談件数が見えると良い。また、事務事業番号 080107「地域福祉推進事業」の成果指標等で、事務事業番号 080111「社会福祉事業資金貸付事業」とリンクが分かるように、「地域福祉推進事業」の補助金のおかげで貸付けに至らなかったことが分かるような工夫ができれば良いかと思う。

【企画経営室長】たしかに事務事業番号 080107「地域福祉推進事業」の成果指標は社会福祉活動を継続することができた割合等にしたほうが良いかと思う。

【委員】事務事業番号 080107「地域福祉推進事業」の活動指標についてだが、「交付決定をしたNPO法人数」というのは、申請をしたが交付されなかったNPO法人はなかったのか。

【福祉総務課福祉政策係長】申請はしたが、必要経費として対象外の経費を計上しており、それを除くと黒字になるため、交付されなかったNPO法人はある。

【企画経営室長】市でNPO法人の団体数は把握しているのか。

【福祉総務課福祉政策係長】把握できていない。ただし、この補助金の申請が多い団体は、移送サービスや食事サービスを提供している団体である。食事サービスは介護保険との兼ね合いで値段を設定していると思われるが、移送サービスについては、単価が規定されているため、自助努力だけでは収支改善が難しい。

【委員】補助金が逆インセンティブとして働いてしまっていて、補助金がもらえることをはじめから想定して経営されてしまうと困るというのは一般論としてはある。しかし、サービスの内容によって、自助努力ができる分野とできない分野があるのであれば、そこを整理して、補助金を交付している団体と補助金を交付していない団体との違いが分かれば、補助金の必要性が明確になるかと思う。例えば、移送サービスを単体で行っている黒字の団体がないことが分かれば、補助金の必要性が示されると思う。

【行政管理課長】移送サービスしか提供していない団体は、すべて赤字だったかと思う。

【福祉総務課福祉政策係長】民間のタクシー会社に配慮して、福祉有償運送ガイドブックにおいて単価が設定されているので、利益を出すのが、かなり厳しい構造になっているようだ。

【委員】事業の組み合わせで黒字を出している団体もあるのではないかと。PPPの方向性としては、規制の許す限りは経営上の努力を求める方向性にはあるかと思う。赤字部門を黒字部門で補てんしている団体もあるが、それについては、考慮しない形で補助金を交付しているのか。

【福祉総務課福祉政策係長】団体からはサービス区分ごとの決算を資料として申請時に提出してもらっている。団体全体の決算を見ているわけではない。

【委員】一般管理費は除いているのか。

【福祉総務課福祉政策係長】一般管理費は除いている。

【委員】事務事業番号 080101「成年後見推進事業」について議論したい。

【企画経営室長】市民後見人の養成、実施、相談件数は増加傾向にあるのか。

【福祉総務課福祉政策係長】増加傾向にある。

【企画経営室長】委託事業費は増加しているのか。

【福祉総務課福祉政策係長】委託事業費は抑えているが、今後拡大していくと思われる。

【企画経営室長】その背景は何かあるのか。

【福祉総務課福祉政策係長】背景としては、高齢者の増加とできる限り自宅で過ごしたいというニーズの増加、一人暮らしの増加によるものであると考えている。

【委員】成年後見人や成年後見監督人は、どういった方が着任しているのか。

【福祉総務課福祉政策係長】親族、弁護士、司法書士、社会福祉士がほとんどである。他は行政書士や市民後見人が着任しているケースがある。

【委員】市民後見人講習会の開催が増えているが、それは軽微な案件であれば、市民後見人でも担えることになったことに起因しているのか。

【福祉総務課福祉政策係長】市民後見人講習会は2年に1回実施しており、29年度は既存の市民後見人の補習という形で6回実施した。30年度は新規に市民後見人に登録を考えている人を対象として12回実施した。このため、年度によって実施回数が異なっている。

【委員】事業費については都の特定財源と市の一般財源はどういった割合になっているのか。

【福祉総務課福祉政策係長】都の特定財源の補助は事業費について、2分の1となっている。

【委員】ニーズは増加していくことは確かかと思うが、課題解決の質的な部分は変わらないのか。成年後見人を被成年後見人につけることが成果であると考えているのか。

【福祉総務課福祉政策係長】今のところ市としては成果だと考えているが、国では見直しが進められており、成年後見人をフォローする体制づくりが求められている。

【委員】担い手不足は、問題となっていないのか。

【福祉総務課福祉政策係長】東久留米市の場合は、何とか担い手は見つかっている状況にある。

【委員】研修等で相談できる体制を構築することが求められているということか。

【福祉総務課福祉政策係長】 そのとおりである。

【委員】 妻が昔、成年後見監督人なしで成年後見人になったが、東京家庭裁判所家事部後見センターが相談機関としてまったく機能していなかった。マニュアル以上のことは裁判官に聞かないと分からないというスタンスであった。

【福祉総務課福祉政策係長】 そういった部分を地域でカバーすることを国は求めている。

【委員】 東京家庭裁判所家事部後見センターは法制度に関する相談機関ではあるが、福祉に関することについては答えられない。成年後見人が必要な方というのは、本来は多額の財産があって、それを保全するために後見人をつけなければならないのであったかと思うが、現実にはそういった方は少なく、振り込まれた年金さえ、ATMから引き出せなくなる認知症の方に成年後見人がついており、そういった成年後見人をフォローすることが市の大事な役割であると思う。

【企画経営室長】 会議終了の時間も迫っているので、基本事業番号 0801「地域福祉基盤の育成・強化」について、委員から一言ずつ総括をお願いする。

【委員】 介護や制度化された福祉の外側を担当するのが、NPOや社会福祉協議会やそれ以外の社会福祉法人であるかと思うが、その仕事は隙間を埋めていく作業で、細かく大変かと思うが、担当課には頑張ってもらいたい。

【委員】 福祉についてはどこまで対応すれば良いのかという悩みを良く聞くが、対応した範囲については明確にした方が良くと思う。人件費の増加要因等が分からなくなってしまっているので、対応した範囲については明確に示して情報を蓄積していくべきだと思う。

【委員】 シルバー人材センターでは担い手不足が課題となっているとお聞きしていたが、何か対応はしているのか。

【福祉総務課高齢者福祉係長】 会員数が28年度まで増加傾向にあったが、近年減少している。先週末に行われた東久留米市市民みんなのまつり（商工祭・農業祭）には、初めてシルバー人材センターがブースを出して、会員の募集のPRを行った。お元気な高齢者は民間企業で働いている方が増加しており、会員募集は苦戦していると聞いている。

【委員】 まち・ひと・しごと創生推進懇談会で議論に出てきたことであるが、30年度に終了した子供土曜塾はシルバー人材センターに委託して実施してきた。放課後子供教室もシルバー人材センターに委託してきたが、子供土曜塾は子どもが持ってきたドリルの丸付けなど負担の少ない業務なので、シルバー人材センターの中でも希望する会員は多かったのに対して、放課後子供教室は子どもと一緒に遊ぶなど負担が重いので、希望する会員が少なかったようだ。

【企画経営室長】 それも全体的なシルバー人材センターの高齢化に起因しているような気がする。昔は成り立っていた事業が人材不足で成り立たなくなってきている。

【委員】 福祉部門は業務の機械化ができない部門であると思う。全体として福祉サービスを必要とする方は増えていくが、担い手の確保に既に課題があるとのことであった。それを補うには市の内部の他部署で機械化などを進め、福祉部門に一定数の職員を配置することが必要であると感じた。

【委員】 コミュニティの醸成のために防災はキーワードになっているかと思った。誰もが関心を持っている分野なので、それを軸に地域のコミュニティを醸成することが地域福祉につながっていくのではないか。

【企画経営室長】 たしかに、どうしても行政の所掌の関係で事業が縦割りになってしまうので、上手く横で情報を交換しながら実施していくのが理想ではあると思っている。それでは、(1) 令和元年度外部評価対象項目（個別評価）に関する所管課への質疑及び応答については以上とする。

(2) その他について

— 次回以降の会議日程について —

— 第4回東久留米市事務事業に関する外部評価経過要録について —

【企画経営室長】 以上で、本日の議題は全て終了した。令和元年度第5回東久留米市事務事業に関する外部評価会議を終了する。

以上